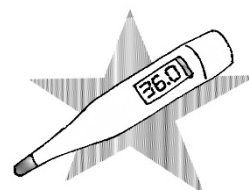


9 家庭へお願いすること



家庭内感染が増えているため、以下のことを家族間で確認いただき、感染予防への御協力をお願いします。

【緊急連絡先の確認】

- 登校後、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、感染拡大防止の観点から、早退等について学校から連絡があるため、連絡が確実にとれるようにしておく。

【登校前の健康観察】

- 毎朝、検温を行い、「健康観察の記録表」に記入する。
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、学校に連絡して、自宅で休養する。(かかりつけ等の医療機関を受診することをお勧めします)
- 特に、香川県の感染レベルが「感染拡大防止対策期」以上の場合は、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も登校を控える。

香川県の レベル	(1)感染予防 対策期	(2)準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大 防止対策期	(5)感染拡大防止 集中対策期	(6)緊急事態 対策期
-------------	----------------	-----------	----------	------------------	--------------------	----------------

* 8月31日現在：(6)緊急事態対策期

- ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止となるため、体調に合わせて登校を見合わせることも可能である。

※ 新型コロナウイルス感染症について相談する場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター <0570-087-550 (24時間対応)>に連絡する。

※ 聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にご相談ください。

【マスク】

- 使用済みのマスクは家庭で捨てる。
- 保護者等が来校する際、マスクを着用する。

【水分】

- こまめに水分補給するために、飲み物を持っていく。

【手洗い・洗顔】

- 帰宅したら、石けん等で手洗い・洗顔を行う。

【給食・食事】

- 清潔なエプロン・マスク・帽子等を持っていく。
- 家庭で、こまめに石けんを手を洗うようにし、爪は適切な長さに切る。

【部活動】

- 休業日の部活動前も検温を行い、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、顧問等に連絡して、自宅で休養する。
- 部活動中に体調が悪くなったときのために、すぐに連絡がとれるようにする。

【児童生徒が感染者と判明した場合】

- 本人が新型コロナウイルス感染症の感染者と判明した場合は、速やかに学校へ電話等により連絡する。
- 発熱等の風邪の症状が見られる日から2週間前の行動歴や体調の変化について、まとめておく。

【児童生徒が濃厚接触者に特定された場合】

- 本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合は、すみやかに学校へ電話等により連絡する。
- 不要不急の外出は控え、公共交通機関の利用は避ける。
- PCR検査等の検査結果が陰性であっても、2週間自宅で待機する（出席停止）。
- 一度PCR検査等で陰性であっても、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、住所地のある下記の保健所に相談するとともに、その結果、PCR検査等を行うことになった場合は、学校へ連絡する。

【児童生徒の同居者が感染者と判明した場合】

- 本人の同居者が新型コロナウイルス感染症の感染者と判明した場合は、速やかに学校へ電話等により連絡する。
- 本人が濃厚接触者と特定されていないが、その後、発熱等の風邪の症状が見られたら、住所地のある下記の保健所に相談する。その相談結果を学校へ連絡する。

【児童生徒がPCR検査等を受ける場合】

- 本人が医師の勧め等で、PCR検査等を受ける時は、そのことを学校に連絡する。

保健所の連絡先

○高松市保健所	087-839-2860
○東讃保健所	0879-29-8261
○小豆保健所	0879-62-1373
○中讃保健所	0877-24-9962
○西讃保健所	0875-25-2052